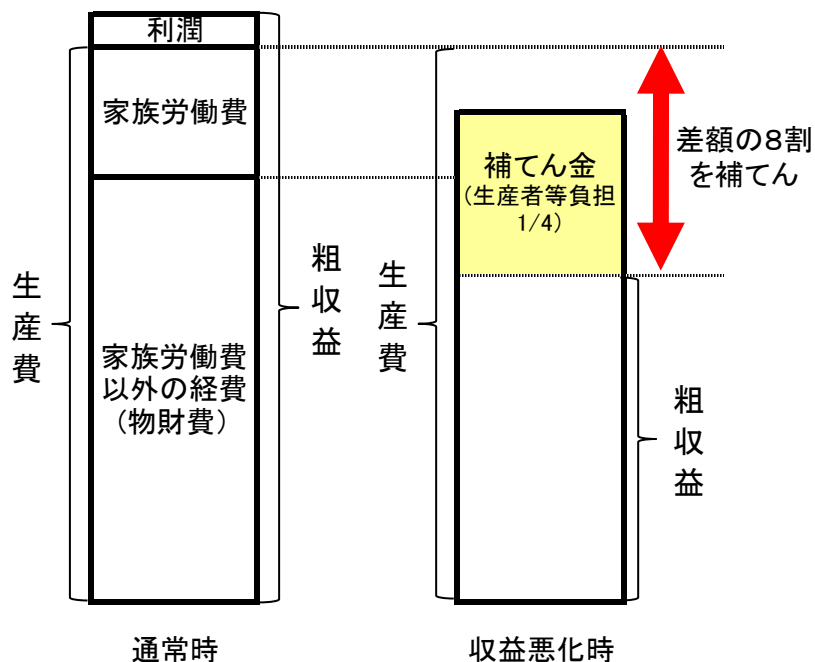


牛マルキン事業

第3業務対象年間

(肉用牛肥育経営安定特別対策事業)

事業の仕組み



肥育牛1頭あたりの四半期平均粗収益(全国平均)が四半期平均生産費(全国平均)を下回った場合に、その差額の最大8割を品種区分別に補てんします。
(積立金の造成額によっては、減額があります。)

牛マルキン事業の概要

対事業期間：平成28年度～30年度(3年間)となります。

対象品種：肉専用種、交雑種、乳用種の3区分で加入ください。

拠出割合：生産者および国(農畜産業振興機構)が1:3の割合で積立金を造成。

区分	生産者積立金			農畜産業振興機構	基金造成額
	生産者	県	計		
造成割合	定額	定額	1/4	3/4	4/4
肉専用種	9,000	1,000	10,000	30,000	40,000
交雑種	22,500	2,500	25,000	75,000	100,000
乳用種	23,400	2,600	26,000	78,000	104,000

その他：1頭当たり手数料700円(事務経費500円、近江牛等特別基金200円)



- ✓ 新たに県内で肉用牛肥育経営に参入した肥育牛生産者は業務対象年間途中において交付契約ができます。

alic
独立行政法人 農畜産業振興機構

一般社団法人滋賀県畜産振興協会
(TEL)0748-33-4345 (FAX)0748-33-4329

平成28年4月作成